

新建築家技術者集団 愛知支部 企画

改正省エネ法・リモート勉強会

～最近の建築関係法令の動きとともに～



日 時：2021年3月2日（火） 18:30～20:30

※参加締切り 2/28（定員になり次第締め切らせていただきます）

- 改正省エネルギー法では、2021年4月から、
「戸建住宅等における建築士から建築主への説明義務制度の創設」等の措置が盛り込まれています。
- 2018年頃からの建築関係法令などの動きは、
省エネルギー・既存建築物の利活用・中規模木造建築物・マンション大規模修繕などが重要項目です。
- 建築業界の問題が社会的にとりあげられ、
基礎ぐい工事の工事監理ガイドライン・賃貸共同住宅の工事監理ガイドライン等が作成されています。
- 最近の法令の動きの流れから、改正省エネ法の設計者の実務的な概要（戸建住宅）をお話しする予定です。
改正省エネ法に伴い、最初に少し解説はしますが、みなさまとの情報交換・交流の場と考えています。
短い時間ですが、みなさまのいろんな質問・疑問・知っていること等もお聞きできればと思います。
省エネ住宅って、どんなことしているのかな、と興味ある方（住宅設計・施工の業種以外の方）や、
なんかちょっと聞きたいことあるな、という方なども気軽にご参加ください！

■内容（ZOOMによるリモートにて開催）

- 18:30～ ・参加者紹介
- 18:45～19:25 ・最近の建築関係法令の動き・改正省エネ法の実務（黒野）
- 19:30～20:30 ・質問・情報交換・交流会

■参加申し込み（参加費：無料）

電話 090-4270-5197 メール kuronoakihiro@yahoo.co.jp 担当：黒野

※リモート企画のため参加希望者は全員、参加申し込みメールをください。

参加申し込み時メールアドレスへ、開催日前に、ZOOMへの参加用メールをお送りさせていただきます。

■定員：15名程度

- 資料：参加者へ事前配布（メール）予定です。各自資料印刷いただきそれを見ながらの勉強会となります。
（資料は建築士定期講習や国土交通省発行省エネ資料、建築士会会報からの抜粋の予定）